

自動車保険

交通事故にあわれた方への保障制度は、次のようになっています。

なお、自賠責保険では、過失の大小にかかわらず、負傷された方を「被害者」といい、その相手方を「加害者」といいます。

自賠責保険と任意保険

自動車保険には、強制保険と呼ばれている「自動車損害賠償責任保険」（以下このパンフレットでは「自賠責保険」と記載します。）と「任意保険」があります。

- 「自賠責保険」は、被害者等の保護を図る目的で、車1台ごとに加入を義務付けられている保険
- 「任意保険」は、自賠責保険では補いきれない損害賠償を補償する保険で、下表のようになっています。

自賠責保険	対 比	任意保険
加入しなければならない（義務）	加 入	任 意
人身損害だけ	対 象	人身損害と物の損壊
死 亡 3,000 万円（限度額） 傷 害 120 万円（限度額） 後遺障害 75万～4,000万円 （1～14の障害等級による）	支払い限度額	保険契約の限度額までの補償

人身損害の場合は、基本的に自賠責保険から補償され、損害賠償額が限度額を上回ったときは、上回っている分は任意保険により補償されることとなります。

例えば、死亡事故で損害賠償額が7,000万円となった場合、自賠責保険で上限3,000万円が補償され、不足分の4,000万円は加害者が加入している任意保険で補償されます。ただし、被害者に過失がある場合は、過失相殺され、減額される場合があります。

また、任意保険未加入の場合、加害者が負担することとなります。

自賠責保険（共済）

■自賠責保険の請求

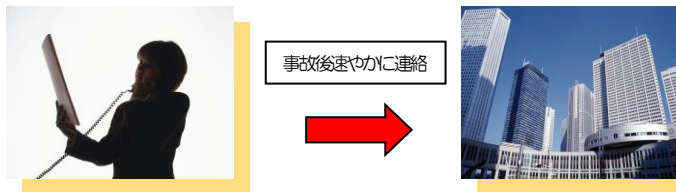
加害者又は被害者が、各保険会社に対して、交通事故証明書、診断書等の必要書類を提出して損害賠償額の支払いを請求します。

■内払金、仮渡金

被害者等が交通事故によって困窮することがないよう、示談が成立して保険金が出るまでの制度として内払金、仮渡金の制度がありますので、手続きは各損害保険会社等にお問い合わせください。

任意保険（共済）

※ 保険金請求の具体的な手続きについては、加入している各損害保険会社などにお問い合わせください。



自動車損害賠償保障事業

次のような人身事故については、自賠責保険から救済が受けられません。

- ひき逃げされ、相手が判明しない。
- 事故を起こした相手が自賠責保険に加入していない。
- 事故を起こした相手の車が盗難車で自賠責保険が使えない。

このような場合などには、政府（国土交通省）が自動車損害賠償保障法に基づいて被害者の救済を図るため、損害をてん補する制度として、「自動車損害賠償保障事業」があります。

保険金請求の方法や必要な書類などの詳しいことは、損害保険会社などにお尋ねください。

援助や救済制度

官公庁が行う福祉制度には、「児童扶養手当、母子福祉資金、生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助」など、生活保護制度が準備されていますので、居住地を管轄する社会福祉事務所にご相談ください。

また、交通死亡事故の遺族が、勤労者が亡くなったために、収入が減少し生計維持が困難となった場合、公営住宅へ優先的に入居できる場合がありますので、熊本県住宅課又は居住地を管轄する役所の住宅担当に直接お問い合わせください。

【あなたの交通事故を担当する警察官】

警察署	交通課
担当者	
連絡先 TEL	— — (内線)

【メモ】



交通事故にあわれた方へ

はじめに

警察では、交通事故にあわれた方やそのご家族に対する支援と連絡を行う制度があるとともに、警察職員が被害者等に付き添ったり、交通事故の捜査状況の説明や今後の不安について相談を受けるなどの活動を行っています。

交通事故にあわれた方は、事故の捜査はどうなっているのか、ひき逃げ事故の場合、相手方は捕まったのか、相手の処分はどうなったのかなど、大きな関心を持つとともに、今後の手続きなどについて不安に思っておられると思います。

このリーフレットは、そのような方々が利用できる制度、各種相談窓口等についてご案内していますので、どうぞお気軽にご相談ください。

警察は、不幸にして交通事故にあわれた方や、そのご家族の皆様が、一日も早く平穏な暮らしができますよう、心から願っております。



熊本県警察

外国の方に対する支援

■ 熊本県国際協会


熊本県にお住まいの外国人の方が快適な生活を送れるよう、日本語・英語・中国語・韓国語・ベトナム語等の22言語で、必要な情報を提供したり、相談に応じしています。詳しくは、熊本県外国人サポートセンター

(080-4275-4489)


にお問い合わせください。



警察の相談窓口

<p>【交通事故に関する相談窓口】 最寄りの警察署交通事故捜査担当課 高知県各交通警察隊</p> <p>※ 交通事故は、事故が発生した住所を管轄する警察署の交通課が担当します。</p>	<p>QRコードから、熊本県警ホームページにアクセスし、「各種電話番号一覧」から、該当する警察署の（代表）電話番号を見て、お電話ください。</p> 
<p>【警察安全相談室】 警察本庁庁舎1階 TEL 096-383-9110</p>	<p>各種の警察相談の受付</p>
<p>【警察本部犯罪被害者支援室】 TEL 096-381-0110 内線2193~2195 平日（月曜～金曜） 8:30~17:15</p>	<p>犯罪被害の支援に関する相談</p>

警察以外の相談窓口

<p>【交通事故被害者ホットライン-NASVA】 TEL 0570-000738 受付時間 10:00~12:00 13:00~16:00 (土・日・祝日・年末年始を除く)</p>	<p>事故後の対応全般、保険の手続き、医療、過失割合、示談等について無料で相談できる相談窓口をご案内しています。</p> 
<p>【熊本県交通事故相談所】 電話・面接 TEL 096-333-2295 受付時間 9:00~12:00 13:00~16:00 (土・日・祝日・年末年始を除く)</p>	<p>交通事故による損害賠償の内容、示談の進め方、賠償額の算定方法、過失の割合、自賠償保険の請求など、交通事故に関する相談に応じしています。</p>

被害者支援制度

警察では、警察職員等が被害者に付き添ったり、交通事故の捜査状況の説明や、今後の不安について相談を受けるなどの活動を行っています。

被害者連絡制度

被害者連絡制度の対象となる交通事故は

- 死亡事故やひき逃げ事故
- 全治3か月以上の傷害を負った事故
- 危険運転致死傷等に該当する事故

など特定の事故であり、事故を担当している警察官が、被害者等に対して捜査上支障のない限り、次の情報をお知らせしていますが、被害者等の中には、事故のことを思い出したくないので知らせないでほしいという方もおられると思います。

その場合には、担当捜査員にお伝えください。

■ 事故の相手方等に関すること

- ・ 住所、氏名、年齢、交通事故の発生日時、発生場所、捜査状況など

■ 事故の相手方の処分等に関すること

- ・ 検挙状況、送致先検察庁、起訴・不起訴の処分結果など

※ 相手方が未成年の場合は、お知らせする内容などが若干異なる場合があります。

交通事故の捜査

【事情聴取・取調べ】

事故の原因を明らかにしたり、ひき逃げ事故などの場合、犯人を捕まえるために警察官が車の運転者等から事故の状況や原因などについて詳しく話を聞き、説明を受けた警察官があなたの代わりに書面を作成することもあります。

また、被害者のご家族など、生活を共にしておられる方や、交通事故の直前まで一緒におられた方などにもお話を聞いたり、その内容を警察官が書面にすることもあります。

【証拠品の提出】

事故事実の証明に必要な手続きとして、運転していた車やドライブレコーダー、交通事故にあった時に着ていた衣服など、証拠品として提出していただくことがあります。

なお、保管の必要がなくなれば、速やかにお返しします。

【実況見分等への立会い】

事故原因の解明や事故事実を証明するために、交通事故現場等で行う実況見分等警察官に説明等をしていただき、証拠資料として写真を撮る場合があります。

その場合、時間がかかることもありますが、捜査に必要なものですので、ご理解、ご協力をお願いします。

刑事手続きの流れ図

車の運転者等からの説明や、事故現場で集めた証拠資料をもとに、交通事故の原因を明らかにして、科すべき刑罰を定める手続きを「刑事手続き」といい、下の図の流れになります。

※ 運転者等が未成年の場合は、手続きに違いがあります

